## 第百三十五号議案

都 道 に おけ る 道路 構 造 0) 技 術 的 基準 13 関 す る 条例 0) 部 を 改正 する

右の議案を提出する。

令和三年六月一日

者 東京都知事 小 池 百 合

子

す

る。

提

出

都 道 に お け る道 路 構 造の技 術的基準に 関 する条例 0) 部 を 改正する 条 例

都 道 に お け ,る道 路 構 造 O技 術 的 基準に 関 す Z 条 例 平 成二十 兀 年 東 京 都 条例 第 百 兀 + 七 号) 0 部 を次 0) よう ľ 改正

十二条中 横 断 歩 道 橋 等 0) 下 i. 自 動 運 行 補 助 施 設 を 加える。

四十五 条を第 几 十六条とし、 第 匹 十四四 条を第 几 十五条とし、 第四十三条の次に次 0) 条を 加 える。

(歩行者利便増進道路)

第 四 + 兀 条 歩行 者 利 便 増 進 道 路 13 設け 5 n る歩 道 若 しく は 自 転 車 歩 行 者道又は 歩 行 者 利 便 増 進 道 路 で あ る自 転 車 歩 行 者 専 用

道 路 若 くは 歩行者専 用 道 路 K は、 歩行 2者の滞 留 0 用 13 供 する 部分を設けるも のとする。

2 前 項 に 規定する部 分 K は、 歩 行 2者利 便 増 進 施 設 等 0) 適 正 か 0 計 画 的 な設置 を誘導する必要があるときは、 歩 行 者 利 便 増 進

施 設等 を 設置 す る 場 所 を 確保 するものとす る。 この 場 合に お 61 て、 必 要が あると認めるときは、 当該場 所 13 街 灯、 ベ ン チ

0) 他 0) 歩 行 者 0) 利 便 0) 増 進に資する工作 物、 物 件又は 施設を設けるも のとする。

3 歩 行 者 利 便 増 進 道 路 高 齢 者 障害者等の 移 動 等 0 円 滑 化 0) 促 進 K 関 する法律 平 成 + 八年 法律第九 + 号) 第 + 条 第

項 K 規定する新設 特定道 路 を 除く。 は、 都 道 13 お け る 移動等 円 滑 化 0) 基準に 関する条例 平 成二十四年東京都条例 第百 几

-九号)の基準に適合する構造とするものとする。

附則

1 この条例は、公布の日から施

行する。

第 百 + Ħ. 号 議 案 都 道 に お け る道路 構 造の 技術的基準に関する条例 0) 部 を改正する条例

路については、 この条例の施行の際、 この条例による改正後の都道における道路構造の技術的基準に関する条例第三十二条及び第四十四条の規定 現に新設又は改築の工事中 (新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。 の道

2

K

かかわらず、

なお従前

の例による。

(提案理由)

道路法等の一 部を改正する法律の施行に伴う関係政令の 整備に関する政令(令和二年政令第三百二十九号) の施行による道

路構造令 (昭和四十五年政令第三百二十号)の改正に伴い、 規定を整備する必要がある。